

令和5年5月8日

生徒および保護者の皆様

県立加茂高等学校長

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス
感染症対策について（お願い）

文部科学省より、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年4月28日付け5文科初第345号）、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和5年4月28日付け5文科初第347号）が通知されました。

これに伴い、本校における新型コロナウイルス感染症対策を下記のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 出席停止等の措置について

（1）感染した場合の出席停止の期間を「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」とします。

※無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。

（2）風邪症状等で学校を休む場合は欠席として扱いますが、医療機関を受診し新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、さかのぼって出席停止の措置を行います。

（3）濃厚接触者としての特定は行われなかったため、ご家族が新型コロナウイルスに感染した場合でも、お子様の発症が確認されない場合は出席停止とはなりません。

2 療養解除届について

療養期間を経て登校する場合は、「療養解除届」をホームページからダウンロードし、保護者が記入の上学級担任に提出してください。